

碧南市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市町村防災計画の修正は市町村防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）

II 碧南市の取組みに係る修正事項

1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

・南海トラフ地震発生時に、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために策定された「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を踏まえ、災害応急対策の編に「南海トラフ地震の発生時における広域受援」に係る節を新設する。

（新旧対照表 p 40）

2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

- ・第4編の名称を「災害復旧」から「災害復旧・復興」に変更する。
- ・罹災証明書の交付の支援、県税の減免、住宅・労働に関する相談などの記載を整理・充実し、被災者等の生活再建に係る章の名称を「被災者等の再建等の支援」に変更するなど、必要な修正を行う。
- ・また、被災した中小企業、農林水産業者の早期の事業再開を支援するため、事業資金の融資や関係団体等の支援情報の提供等の記載を整理・充実し、「商工業・農林水産業の再建支援」に係る章を新設するなど、必要な修正を行う。

（新旧対照表 p 53～62）※風水害等編も同様

3 愛知県地域強靭化計画の策定に伴う修正

- ・国土強靭化基本法（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法）に基づき、平成27年8月に愛知県地域強靭化計画が策定（平成28年3月に拡充）されたことに伴い、地域防災計画と愛知県地域強靭化計画との関係について記載するなど、必要な修正を行う。

（新旧対照表 p 8）※風水害等編も同様

III 防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

4 土砂災害への対策の強化に伴う修正

- ・広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、災害予防の編の土砂災害防止対策に係る章の名称を「土砂災害等予防対策」として整理し、必要な修正を行う。

（新旧対照表風水害等編 p 21～29）

5 重要情報の集約・調整に係る記載の修正

- 人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、重要情報の集約・調整に関して、必要な修正を行う。
(新旧対照表 p 33～37) ※風水害等編も同様

6 水防法の改正に伴う修正

- 水防法が一部改正され、洪水、雨水出水及び高潮に係る最大規模を想定した浸水想定区域の指定が規定されたことなどに伴い、災害予防の編における「浸水想定区域における対策」に係る節を新設するなど、必要な修正を行う。
(新旧対照表風水害等編 p 16～20)